

令和 7 年度第 1 回富士市空家等対策協議会

令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 1 時 15 分から
富士市役所消防防災庁舎 3 階研修室

1 開会

2 会長挨拶

3 報告事項

（１）前年度及び今年度の空き家対策について

資料 1

（２）空き家実態調査について

資料 2

（３）特定空家の解体について

資料 3

（４）特定空家の現状と今後の対応について

資料 4－1、4－2

4 その他

今後の予定

- ・第 2 回富士市空家等対策協議会 10 月 14 日（火） 午後 1：15～
- ・第 3 回富士市空家等対策協議会 2 月頃予定

5 閉会

3 報告事項

(1) 前年度及び今年度の空き家対策について

資料 1

(2) 空き家実態調査について

資料 2

事務局が説明

【A 委員】

実態調査を行う際、住民や町内会には事前の案内がされるのか。また、不審者の連絡が増える懸念があるが、その対応はどのようにするのか。

【事務局】

調査事業者には腕章や調査員証を携帯させ、市からの調査である旨証明できる書類も持たせている。不審に思われた場合は住宅政策課へ連絡するよう案内している。また『広報ふじ8月号』でも調査中であると掲載される予定である。

【B委員】

利害関係人でないと相続財産清算人申立てはできないと思うが、相続人もおらず、かつ利害関係が明確でない場合は難しい。この場合の対応はどうしているか。また市がしているという申立ての根拠はどのようなものになっているのか。

【事務局】

以前は市が申し立てる際、市税滞納があることで債務者として申立てができたが、令和5年法改正で債務者としてでなくても、市長名でも申立てができるようになった。この結果、裁判所で申立てを受理されている。それ以上の確認をしていないため、根拠というものははっきり答えることは出来ない。

【C委員】

調査対象について、人は住んでいないが管理されている空き家も対象となり、今後積極的に空き家バンク利用等のアプローチを行っていくようになるのか。

【事務局】

今後、まずはアンケートを実施していく。これに合わせて管理されている空き家の所有者に対し空き家バンクや相談窓口等を積極的に案内していきたいと考えている。

【D委員】

発生予防セミナーの参加者は高齢者が多いと思われるが、夜間よりも昼間開催のほうが事故防止等の観点でも良いのではないかと。

【事務局】

令和5、6年度は平日の午後のみで開催していたが、参加人数が少ないと考えている。今年度は平日夜間開催も含めて複数のパターンで開催し、参加者数等を比較しながら最適な方法を検討していきたい。

【D委員】

危険空き家解体補助金は条件を満たさないため、もう少し空き家を放置する所有者がいるかもしれない。リフォーム補助金も空き家バンクに登録された物件のみが使用できる。空き家を減らすことが目的だと思うが、平等性をどう保とうとしているのか。また、知っている人だけが得をする形では問題があるのではないか。

【事務局】

危険空き家解体の補助金は、当初周囲に被害が生じないために、所有者へ交付することにしたが、時がたち、所有者へのメリットがある補助金のようになっている。空き家リフォーム補助金は空き家バンクの活用の為の補助制度であるので空き家バンク登録が要件になるのはやむをえないと考える。二つの補助金について、周知の拡大や基準の見直しも考えていきたい。特定の基準や手続きで不公平感が出ないように努力したい。

【D委員】

民泊活用時、騒音などのトラブルも想定されるが、行政はどこまで指導・責任を持つのか。

【事務局】

民泊の申請や指導は主に県の保健所が担当。現状、市では用途地域や都市計画等のみチェックしている。騒音などのトラブル時は県が指導すると聞いているが、市としては事業者をお願いしかできないが、丁寧に対応していく予定である。

【D委員】

井戸や簡易水道利用の場合、空き家として正確な把握ができるのか。

【事務局】

簡易水道区域は下水道の使用量0㎡を対象としており、また、合併浄化槽の点検記録等からも調査対象を決定している。情報把握の精度向上にも努めている。

【E委員】

水道使用量ゼロとは何ヶ月または何年ゼロだったら調査対象となるのか。
空き家なのに換気や掃除等で少量の水道利用がある場合への対応はどのようにするか。

【事務局】

2ヶ月ごとに検針しており、最低2回（4ヶ月）連続でゼロであれば調査対象としている。

また、水道事業者から水道使用量3㎡以下は空き家の可能性が高いと聞き、データを抽出したが、該当件数が膨大となるため今回の調査では除外した。将来的にはスマートメーターの導入などでより正確な判定を目指していきたい。

【E委員】

出来れば空き家調査のことを事前に町内会長に言ってほしかった。

【事務局】

まちづくり課に相談して各町内会長に本調査のことを伝えるようにする。

3 報告事項

（3）特定空家の解体について 資料3

（4）特定空家の現状と今後の対応について 資料4

〈 報告の内容に個人情報を含むため議事録は非公開とします 〉

4 その他

・第2回の空家等対策協議会の開催日を報告

5 閉会